

障害者自立支援医療（育成医療）の申請について

自立支援医療（育成医療）を受けるには受給者証が必要です。以下のことに注意して原則として手術等の治療開始前に申請し、受給者証および自己負担上限額管理票の交付を受けてください。

	申請に持参するもの	注意事項
1	自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書 （様式第 20（第 10、11 条関係））	記入例を参考に点線から上の枠内は、すべてご記入下さい（押印不要）
2	自立支援医療（育成医療）意見書 （様式第 21）	担当医師が記入
3	公的医療保険（健康保険）情報がわかるもの （資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面を印刷したもの）	・社会保険は受診者（子）本人のみ ・国民健康保険・国保組合の場合は、世帯全員分
4	受診者及び受診者と同じ保険に加入している方のマイナンバーのわかるもの（ マイナンバーカード、通知カード等 ）	申請者（親）以外の方のマイナンバーカード、通知カード等は写しでも可
5	申請者の本人確認のため、顔写真付き身分証明書（ 運転免許証、マイナンバーカード等 ）	
その他	●<u>申請日が 1～6 月の場合</u> ・前年 1 月 2 日以降に豊橋市に転入された被保険者は、前々年の所得に基づく前住所地の課税証明書（又は非課税証明書）をご用意ください。 ●<u>申請日が 7～12 月の場合</u> ・当年 1 月 2 日以降に豊橋市に転入された被保険者は、前年の所得に基づく前住所地の課税証明書（又は非課税証明書）をご用意ください。 ※【課税・非課税証明書について】<u>社会保険に加入の方は被保険者の分、国民健康保険又は国保組合に加入の方は、16 歳以上の同一世帯員全員分</u>をご用意ください。	
	過去 1 年間に高額療養費の給付を 4 回以上受けられている場合は、高額療養費の給付が確認できる書類（高額療養費の支給明細書・支払通知書など）をご持参ください。	

- 全ての書類がそろったら、豊橋市保健所こども保健課（ほいっぷ 1 階）に申請してください。
- 審査の結果、高所得等の理由により不承認となる場合があります。

[問い合わせ先]

豊橋市保健所こども保健課
育成医療担当

TEL(0532)39-9167